

2023.05.08 更新

新型コロナウイルス感染予防に対する取組みについて
(※2023年5月8日以降)

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、2023年5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月8日に同法の5類感染症に位置付けられることとなりました。

当苑ではお客様に安心してご利用いただけるよう、下記の取組みを引き続き行って参ります。

▼ご結婚式当日・レストラン利用について

- ・ゲスト皆さまのマスク着用・不着用は個人の判断を尊重します。
- ・ドアノブや貸出備品など、不特定多数の方が触れる箇所の定期的な消毒を行います。
- ・苑内各所に引き続きアルコール消毒液を設置しております。
- ・苑内各所に空気清浄機の設置、および定期的な換気を行います。
- ・披露宴会場や受付の亚克力パネルは、ご希望がある場合のみ設置いたします。

▼お打ち合わせ・ご見学について

- ・対面接客での亚克力パネルの設置は、ご希望がある場合のみ設置いたします。
- ・ご来苑の際のマスク着用・不着用は個人の判断を尊重します。
- ・引き続きオンラインでのお打ち合わせ、会場見学を承っております。
- ・ドアノブやテーブルなど、不特定多数の方が触れる箇所の定期的な消毒を行います。
- ・ブライダルサロンに空気清浄機の設置、および定期的な換気を行います。

▼スタッフに対する取組み

- ・全スタッフ、および関係協力企業様への定期的な手洗い・うがい・アルコール消毒を徹底しております。

引き続きすべての新郎新婦様、お客様の安心安全を最優先に取り組んでまいります。
皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2023年5月8日
桜鶴苑 支配人